

諮問番号：令和 3 年 諮 問 第 8 号

答申番号：令和 3 年 答 申 第 12 号

答申書

第 1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人による保護変更申請に対しなされた次の申請却下処分について、求める保護費が支給されないことに不服があるとして、これらの処分の取消しを求めるものである。

- (1) 自身の自転車購入費用に係る保護費の支給を求める保護変更申請（以下「保護変更申請①」という。）に係る申請却下処分（以下「本件処分①」という。）
- (2) 飼い猫の通院のための移送費の支給を求める保護変更申請（以下「保護変更申請②」という。）に係る申請却下処分（以下「本件処分②」という。）

第 3 審査請求に至る経過等

1 平成 30 年 9 月 14 日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。

2 本件処分①について

(1) 令和元年 8 月 16 日、審査請求人は、所有する自転車が壊れたことにより、新しい自転車を購入したとして、自転車購入費用に係る領収書を添付して、当該費用を○に係る就労収入に係る必要経費として控除してほしいと申し出たことから、同月 21 日、処分庁は、当該費用について、就労に関して使用するものであると認めて、必要経費として認定する保護変更決定処分を行い、同月 23 日、同処分に係る決定通知書を送付した。

なお、同処分において当該必要経費として認定された額は、自転車購入費用の全額である○円であるが、その控除の基礎となる就労収入の額が○円であったことから、処分庁はその限りで必要経費を控除したため、その差額である○円に相当する額は、当該保護費の算定上、具体的な控除はなされなかった。

(2) 令和 2 年 10 月 16 日、審査請求人は、処分庁に対し、(1)の費用を保護費として支給するよう求める保護変更申請①を行った。

(3) 令和 2 年 10 月 26 日、処分庁は、保護変更申請①を却下する本件処分①を行い、同月 27 日、審査請求人に対し、本件処分①に係る決定通知書を送付した。

3 本件処分②について

(1) 令和 2 年 5 月 1 日、審査請求人は、飼い猫の通院のために動物病院まで 3 日に 1 回タクシーを利用し、タクシー代と医療費が生活を圧迫しているとして、処分庁に対し、こ

れらに要した費用を移送費として支給するよう申し出た。

- (2) 令和2年5月14日、処分庁は、審査請求人に対し、「法において最低限度の生活を保障するのは人間のみであり、飼い猫の通院のための移送費は支給できない」旨説明したところ、「飼い猫をゲージに入れて移動するため、徒歩で病院に行くことはできない」との申出を受けた。
- (3) 令和2年9月7日、審査請求人は、処分庁に対し、処分庁の職員の指導を受けて自動車を処分したので、(1)の移送費を支給するよう改めて求めたのに対し、処分庁は、審査請求人に対し、「保護開始直後に自動車の処分指導を行っており、当初から自動車の保有を認めておらず、従来から飼い猫の通院のために自動車を使用することは認めていない。また、飼い猫の通院のための移送費についても支給することはできない」旨を重ねて説明した。
- (4) 令和2年10月16日、審査請求人は、処分庁に対し、(1)の移送費を支給するよう求める保護変更申請②を行った。
- (5) 令和2年10月26日、処分庁は、保護変更申請②を却下する本件処分②を行い、同月27日、審査請求人に対し、本件処分②に係る決定通知書を送付した。

3 審査請求について

令和2年10月30日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分①及び本件処分②の取消しを求めて、本件審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分①について

仕事(○)のため購入した自転車購入費用の全額につき保護費(金銭)での給付を求めたにもかかわらず、就労収入に係る必要経費として認定したことを理由として保護変更申請①を却下した本件処分①は違法又は不当であることから、その取消しを求めるといふものである。

(2) 本件処分②について

生活保護を受給する際、必要なタクシー代を支給してもらうことを条件に所有する自動車を処分した経過があるにもかかわらず、飼い猫の治療のための交通費(タクシー代)につき法に基づく移送費の支給要件に該当しないことを理由として保護変更申請②を却下した本件処分②は違法又は不当であることから、その取消しを求めるといふものである。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分①について

就労収入に必要な自転車を購入する場合には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の問23の答において、「当該職業に必要不可欠な場合であつて社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは(中略)必要経費として認定」することができるとしているところ、審査請求人が申告した就労収入額が自転車購入費用より少なかったため、就労収入

額を上限に、必要経費として認定したものである。

また、審査請求人世帯の就労収入が非常に少なく、専ら生計維持のために営まれる事業とは認められないことから、生業扶助としての支給にも該当しない（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の8の(1)のア参照）。

処分庁としては、審査請求人の自転車購入費用に係る保護変更申請①に対し、就労収入から必要経費として認定するなど法の規定の範囲内で可能な対応を行っている。

(2) 本件処分②について

飼い猫の通院に係る移送費は、局長通知第7の2の(7)のアの場合にも、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助要領」という。）第3の9の(2)の場合にも、「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日付け社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「介護扶助要領」という。）第5の6の場合のいずれにも該当せず、支給することができない。

審査請求人が1の(2)において自動車の処分の条件であったと主張する内容については、就労に伴う移送費について必要経費として認定することを検討すると伝えたものであり、飼い猫の通院に係る移送費の支給を条件としたものではないため、審査請求人の主張は失当である。

(3) よって、本件処分①及び本件処分②は適法かつ適正なものであり、本件審査請求については、いずれも棄却するとの裁決を求める。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定

生活保護に関する法令の関係規定については、次のとおりである。

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と補足性の原理を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。すなわち、要保護者に収入が存する場合には、要保護者の最低生活費と収入とを比較し、要保護者の収入が最低生活費に満たないときに保護が適用され、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されるものである。

(2) 本件処分①に関し処分庁が第4の2の(1)において述べる「生業扶助」については、法第11条第1項第7号において保護の種類の一つとして規定され、その内容は、法第17条において、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」と規定され、当該「左に掲げる事項」の一つとして同条第3号に「就労のために必要なもの」が掲げられている。

(3) 本件処分②に関し処分庁が第4の2の(2)において述べる移送費に係る保護としては、

法第 11 条第 1 項各号において保護の種類として規定されているもののうち、生活扶助（第 1 号）、医療扶助（第 4 号）及び介護扶助（第 5 号）があり、生活扶助については法第 12 条第 2 号、医療扶助については法第 15 条第 6 号及び介護扶助については法第 15 条の 2 第 1 項第 9 号のそれぞれにおいて、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し「移送」の扶助を行うこととされている。

2 関係通知等

- (1) 収入からの必要経費の控除については、被保護者が就労に必要な自転車を購入する場合に関し、課長通知第 8 の問 23 の答において、「当該職業に必要な不可欠な場合であつて、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定」することができることとされ、収入から必要経費として控除することができることとされている。
- (2) 生業扶助については、被保護者が行う生業たる事業の要件に関し、局長通知第 7 の 8 の(1)のアにおいて、「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。」とされている。
- (3) 移送については、局長通知第 7 の 2 の(7)のアにおいて、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに（中略）なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、（中略）必要最小限度の交通費（中略）の額とすること」としている。

医療扶助の基準については、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）の別表第 4 に定めるところによることとされているところ、同別表では、「移送日」に関し「移送に必要な最小限度の額」と定め、その考え方については、医療扶助要領第 3 の 9 の(2)において、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」や「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」等に該当する場合に移送の給付を行うこととされている。

また、介護扶助要領第 5 の 6 においては、「介護施設への入所、退所に伴う移送のための交通費」等に該当する場合に移送費の給付を行うこととされている。

第 6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 本件処分①について

- (ア) 第 3 の 2 の(1)の経過等によれば、処分庁は、令和元年 8 月 21 日、自転車購入費用〇円について、就労に関して使用するものであるとして、必要経費として認定し、就労収入〇円から控除しており、就労収入についての収入充当は〇円となっている。すなわち、最低生活費から差し引かれるべき収入充当額が〇

円となっており、自転車購入費用〇円のうち、就労収入〇円の限度で支給されたものと認められる。

したがって、既に、処分庁は、課長通知第8の問23に基づき、自転車購入費用を就労収入に係る必要経費として控除していることから、本件保護申請①を却下した本件処分①に違法又は不当な点は認められない。

(イ) よって、本件処分①は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであるから、これに係る本件審査請求には、理由がない。

イ 本件処分②について

(ア) 審査請求人は、飼い猫の治療のために動物病院に通院するに当たり、飼い猫をゲージに入れて移動することになるため、徒歩で病院に行くことはできないことから、タクシーで通院したと認められる。

しかし、飼い猫の治療のために動物病院へ通院する交通費は、局長通知第7の2の(7)のイ、医療扶助要領第3の9の(2)及び介護扶助要領第5の6のいずれにも該当せず、移送費を給付することができる場合に当たらない。

したがって、本件保護申請②を却下した本件処分②に違法又は不当な点は認められない。

(イ) よって、本件処分②は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであるから、これに係る本件審査請求には、理由がない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えているので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

ア 本件処分①について

1の(2)のイの理由のほか、「本件自転車購入費用については、法の適用上、生業扶助としての支給要件に該当しない」とする処分庁の判断（第4の2の(1)の第二段目）の妥当性に関し、審査庁としての意見を次のとおり補充する。

本件処分①に係る処分時における審査請求人の〇の収入等の状況については、平成31年4月以降顧客が減少し、就労収入より必要経費が上回る状況が続いており、令和元年7月27日以降の収入は確認できないというものであった。さらに、処分庁は、令和元年9月18日及び同年10月2日、審査請求人に対して、就労収入以上に必要経費が掛かるのであれば、仕事を変えるべきでないかと提案していることが確認できる。

以上の審査請求人の収入等の状況からみれば、審査請求人は、〇の契約を取るための活動をしているにもかかわらず、平成31年4月以降顧客が増加していないこと及び処分庁が審査請求人に対して仕事を変えるべきではないかと提案していることから、処分庁は、本事業を続けることが審査請求人の自立を助長するものと見込めないと判断していたことが分かる。よって、生業扶助として自転車購入費用を支給することにより、収入が増加することや、自立を助長することが見込

めなかったものと認められ、法第 17 条の要件を満たさない。さらに、法第 17 条を受けて規定されている局長通知第 7 の 8 の(1)のアにも該当しない。

したがって、本件保護変更申請を却下した本件処分①に違法又は不当な点は認められない。

イ 本件処分②について

1 の(2)のイに同じ。

第 7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第 2 部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和 3 年 7 月 2 日 審査庁が審査会に諮問

令和 3 年 7 月 28 日 第 1 回調査審議 (第 2 部会)

令和 3 年 8 月 24 日 第 2 回調査審議 (〃)

令和 3 年 8 月 24 日 答申

第 8 審査会の判断の理由

1 本件処分①について (自転車購入費用関係)

(1) 本件処分①の争点について

本件処分①に係る本件審査請求の趣旨は、要するに、自転車購入費用〇円の全額につき保護費として金銭で支給することを求めるものと解される。

ところで、本件費用〇円のうち〇円分については、第 3 の 2 の(1)のとおり、審査請求人が申告した就労収入から既に控除されているところ、このことは、当該控除によって本来保護費からその全額が控除されるべき就労収入の額が一切控除されなかったことを意味し、つまるところ、審査請求人は、当該控除がなかったとした場合に支給される保護費の額よりも〇円多い額の給付を事実上既に受けたものといえる。

本件必要経費の控除は、第 3 の 2 の(1)に記載のとおり、審査請求人からの申出を受けてなされたものと認められるが、平成 31 年 4 月以降の保護費の支給状況 (本項の(2)) をみても、審査請求人による就労収入の申告の都度、これに対応して必要経費が適宜計上されているから、審査請求人は、こうした控除の仕組みを十分に理解していたものと考えられる上、第 5 の審理員意見書等において述べられているとおり、本件必要経費の控除には、法及び課長通知に照らし違法又は不当と認められる点はないから、本件処分①の争点としては、当該控除がなされなかった残額に相当する〇円分につき、審査請求の理由があるかどうかを検討すべきこととなる。

そこで、当該残額に相当する〇円に係る法適用上の具体的争点としては、

① 購入月のみならず継続的に就労使用ができる自転車という物品の性質に鑑み、当該費用を分割し (分割した額を〇円とする。)、これを他の月分の必要経費として計上し、その月分の就労収入から控除することが、保護変更申請①

に対する処分庁の合理的な裁量処分として可能であったかどうか（争点①）

② 生業扶助としての支給要件に該当しないと判断する処分庁の判断に妥当性を欠く点がないかどうか（争点②）

の2点について検討する必要があると考えられるので、以下順次検討する。

(2) 審査請求人の保護の状況等について

争点①及び争点②の検討に際しては、審査請求人の保護の状況等（○に係る就労収入及びその必要経費の計上状況を含む。）に係る具体的な事実関係に基づき所要の検討を行う必要があると考えられるところ、これらの争点の検討に必要な事実関係として調査した結果は、次のとおりであった。

(収入認定年月)	(就労収入の額(A))	(必要経費(B))	((A)-(B))
平成31年4月	○円	○円	○円
令和元年5月	○円	○円	▲○円
6月	○円	○円	▲○円
7月	○円	○円	▲○円
<u>8月</u>	<u>○円(7/17振込み)</u>	<u>○円(自転車購入費)</u>	<u>▲○円</u>
9月	○円(7/26振込み)	○円	▲○円
10月以降	なし	—	—

以上のとおり、審査請求人は、令和元年5月以降、○に係る就労収入を必要経費が上回るようになり、○に係る就労収入は、同年7月26日に振り込まれた分以降は、本件処分①の前後にわたり、全くない状況に至ったことが認められる。なお、処分庁においては、このような保護の状況等に鑑み、令和元年9月18日及び同年10月2日、審査請求人に対して、就労収入以上に必要経費が掛かるのであれば、仕事を変えるべきでないかと提案していた事実も認められる。

(3) 争点①（他の月分の就労収入から必要経費として控除することが可能であったかどうか）について

ア 生活保護は、法4条に定める保護の補足性の原理に従い、要保護者に就労収入があるときは、その収入額を保護費（生活扶助費）から控除することとなる。

当該控除の際、当該就労収入を得るのに要した経費があれば、これを必要経費としてその収入額から控除することで、保護費が最低生活費を下回ることがないように制度設計がされている。

例えば、就労収入を得るための労務に用いる自転車の購入に関しては、第5の2の(1)に記載のとおり、その購入費用を必要経費として収入額から控除することが可能とされている（課長通知第8の問23）。

イ 本件においても、令和元年8月分の保護費について、○円の○の就労収入（同年7月17日に審査請求人の口座に振り込まれたものである。）の全額が控除されたが（(2)の二重下線部分のとおり）、その収入額(A)と自転車購入費用(B)との差額○円((A)-(B))は、審査請求人に現に支給された保護費の計算上、控除されな

かった。

ウ そこで、これを他の保護費の月分の必要経費として計上し、上記の○円を当該他の月分の就労収入から控除することが、保護変更申請①に対する処分庁の合理的な裁量処分として可能であったかどうかを考えるに、本件においては、審査請求人は、(2)に記載のとおり、令和元年5月分以降、○に係る就労収入に対し必要経費の額が上回る状態が続いており、同年7月26日に振り込まれた分以降は、本件処分①の日まで、○に係る就労収入が全くない状態であった。

エ よって、この間、審査請求人には、収入額から自転車購入費用を必要経費から控除しようにも、その控除の基礎となる○に係る収入自体が存在していなかったもので、処分庁においては、上記の○円につき、たとえ別の月分であっても収入額から控除することは不可能であったから、処分庁において、これを必要経費として認定する余地はなかったといえる。

オ 以上により、争点①については、処分庁の判断に合理性を欠くかどうかについての検討の前提となる控除可能性そのものを欠いている以上、処分庁の違法又は不当は問題とならない。

(4) 争点②（生業扶助としての支給要件に該当しないとする処分庁の判断に妥当性を欠く点がないかどうか）について

ア 生業扶助は、第5の1の(2)に記載のとおり、「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込がある場合に限り（法第17条ただし書）「就労のために必要なもの」（同条第3号）の範囲で支給することができるものであり、局長通知においては、「専ら生計の維持を目的として営まれる」等の要件が定められている（局長通知第7の8の(1)のア）。

ここでいう「専ら生計の維持の目的」とは、その事業が生業を営む者の生活維持のために行われることをいうことはもちろんであるが、同条ただし書において、「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込がある場合に限り」とされていることからすれば、少なくとも、審査請求人の生業の具体的な実態に即し、採算性が認められないといった場合には、収入増加や自立助長につながらず生計の維持にも資さないこととなり、ひいては生業扶助の対象とならないというべきものと考えられる。

なお、その具体的な認定については、保護の実施機関の合理的判断によるべきものであるところ、「生業としての採算性」の判断に当たっては、その時点での、要保護者のそれぞれの現状を踏まえた、一定の将来予測・見込みに基づき行う不確定な要素があり、自営業では特に経営上の予測・見込みの判断を伴うものである以上、当該判断には、処分庁の裁量が広く認められるものと考えられる。

イ 本件においては、処分庁は、この点、第4の2の(1)に記載のとおり、「就労収入が非常に少なく、専ら生計の維持のために営まれる事業」とは認められないとしている。

そこで、あらためて、本件処分①に関する事実関係を調査するに、(2)に記載した状況のとおり、審査請求人の生業たる○に係る収入の状況は、令和元年5月分以降、○に係る就労収入に対し必要経費の額が上回る状態が続いており、同年7

月 26 日に振り込まれた分以降は、本件処分①の前後にわたり、○に係る就労収入が全くない状態であった。

ウ こうした状況の下、処分庁は、令和元年 9 月 18 日及び同年 10 月 2 日、審査請求人に対し仕事を変えるべきではないかと提案し、自転車購入費用を生業扶助として支給できるかどうかの検討も行ったことが認められる一方で、審査請求人が壊れた自転車に代わり購入した自転車をこうした状況の改善に活かして収入増加・自立助長に資することができることを客観的に示す状況は、確認できなかった。

以上の状況や経過等に鑑みれば、処分庁が就労収入が非常に少ないことを理由に生業扶助の要件に該当しないと判断したのは、イに記載したような、自転車購入費用支出前後から処分日までの審査請求人の就労収入が必要経費を満たさない状況に鑑み、法第 17 条ただし書の適用上、生業としての採算性が見込まれないと判断したものと認められる。

エ そうすると、生業としての採算性がないとする処分庁の当該判断については、(2)の処分時における審査請求人の状況に鑑みればやむを得ない判断であるといえ、処分庁の当該判断に合理性を欠く点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。なお、本件処分①の日までの審査請求人の状況をみた場合においても、結局、令和元年 7 月 27 日以後に○に係る収入が途絶えた後、審査請求人は、○に係る就労収入を得ることができた事実が認められなかったことも、処分庁の当該判断の妥当性を一定裏付けるものともいえる。

(5) よって、争点①及び争点②に関し、処分庁の違法又は不当な点はなく、本件処分①については、法令等の定めるところに従い適法かつ適正になされたものといえる。

2 本件処分②について（飼い猫の移送費関係）

法に基づく保護費については、第 5 の 1 の (1) に記載のとおり、厚生労働大臣の定める基準によるべきところ、審査請求人が保護変更申請②において支給を求める飼い猫の通院に係る移送費については、第 5 の 2 の (3) に記載のとおり、当該基準の具体的内容である局長通知第 7 の 2 の (7) のアの場合にも、医療扶助要領第 3 の 9 の (2) の場合にも、介護扶助要領第 5 の 6 の場合のいずれにも該当しないから、法に基づき保護費を支給することができる場合に該当しない。

よって、本件処分②については、法令等の定めるところに従い適法かつ適正になされたものといえ、違法又は不当な点は何ら認められない。

3 結論

以上の理由から、本件審査請求には、いずれも理由がないから、第 1 の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第 2 部会

委員（部会長） 西 村 幸 三

委員
委員

小谷 真理
杉江 正徳